第1章 戦略の基本的事項

1. 目的

本市の豊かな自然環境は、古くからさまざまな生き物を育むとともに、その恵みによって、人々の暮らしも支えてきました。

本市の山や丘陵地、台地、河川などはそれぞれが連続性をもって存在し、そこを生息・生育の場とする多くの生き物が相互に関係し合いながら存在しています。このことを"生物多様性"といいます。("生物多様性"は、「第3章 生物多様性について」で詳しく説明しています。)

国の動きとして、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策を総合的・計画的に進めることで、豊かな生物多様性を保全し、その恵みを将来にわたり享受できる自然と共生する社会を実現することを目的とした「生物多様性基本法」が2008年(平成20年)に施行されました。

本市では、現在も市域の6割以上を占める豊富な森林や丘陵地の里山、東西を貫く多摩川の水辺など、都内でも有数の自然環境が残され、その恵みを利用した社会が形づくられています。また、本市の自然環境は、市民に憩いと潤いを与える場として、さらには、自然を活用した東京都内有数の観光・レクリエーションの場として、市外の多くの人々にも利用されています。

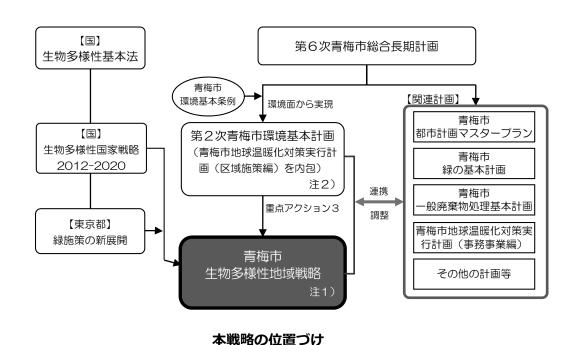
一方、開発や科学技術の進歩などにより、わたしたちは便利で安心・安全な生活が送れるようになりましたが、生き物の生息・生育環境の縮小や自然と人とのかかわり方の変化により、生き物の生息・生育環境の荒廃といったことが起こっています。さらに、もともとは本市には生息・生育していなかった外来種と呼ばれる生き物も多くなってきており、これまでの生き物同士のバランス関係に影響が現れてきています。また、生物多様性に大きな影響を与えるおそれのある侵略的外来種と呼ばれる生き物も確認されており、本市の生物多様性はさまざまな危機に直面しています。

生物多様性の問題は、生き物だけの変化ではなく、自然の恵みによって支えられているわたした ちの生活環境や本市の美しい景観・食文化・芸術文化・伝統行事などさまざまなことに影響を与え る問題としても考えることが必要です。

青梅市生物多様性地域戦略は、本市の生物多様性の保全と持続可能な利用を、総合的かつ計画的 に進めることを目的として策定します。

2. 位置づけ

「青梅市生物多様性地域戦略」は、本市における生物多様性地域戦略として策定したものであり、 国や東京都の計画(第2章参照)や、本市の上位計画である「第6次青梅市総合長期計画」「第2次 青梅市環境基本計画」等、関連計画との連携と調整をはかりつつ、さまざまな主体の参画と多様な 分野との連携をはかりながら進めていきます。



- 注1) 生物多様性の保全のためには、国だけでなく、地方公共団体の取組みが重要であることから、生物多様性基本法第13条では、都道府県および市町村において、「生物多様性地域戦略」を策定することを努力義務として規定しています。
- 注2)本市では、「第6次青梅市総合長期計画」(2013年〔平成25年〕策定、2016年〔平成28年〕改訂)を環境面から実現するために策定されている「第2次青梅市環境基本計画」(2015年〔平成27年〕)において、「生物多様性の保全」を重点アクション3として掲げています。その中では、生物多様性基本法の目的に即し、本市の生物多様性の保全と生態系サービスの持続可能な利用に向けた基本的指針および具体的な取組み内容を定めた「青梅市生物多様性地域戦略」を策定することとしています。

3. 対象区域

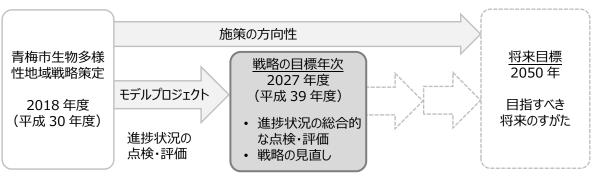
本戦略の対象区域は、本市全域とします。

また、本市を構成する地形は、隣接する自治体とのつながりをもって成り立っているため、周辺 地域との連続性を考慮した取組みを検討する必要があります。そこで、必要に応じて広域的な取組 みの連携について検討を行います。

4. 対象期間

国の生物多様性国家戦略の長期目標年次である 2050 年において、本市が目指すべき将来のすがた(第6章参照)を見定めつつ、本戦略の対象とする期間は、2018年度(平成30年度)から 2027年度(平成39年度)までの10年間とします。

また、社会情勢の変化や新たな問題に対しても柔軟に対処するため、必要に応じて計画の見直しを行います。さらに、生物多様性の保全および持続可能な利用に向けては、長期的な視点で取組みを継続することが重要であることから、2050年以降についても、社会情勢の変化やそれまでの取組み成果・課題等をふまえ、新たな目標を掲げ取組みを進めていきます。



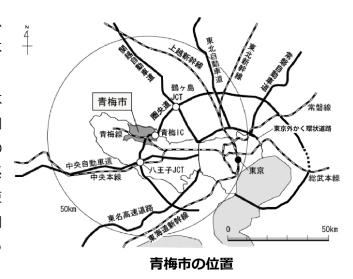
本戦略の対象期間

5. 青梅市の概要

く位置・地勢>

本市は、東京都の北西部、都心から西へ 40~60 km圏に位置します。面積は 103,31km²です。

本市の西部には御岳山や高水三山をは じめとした山々があり、秩父多摩甲斐国 立公園の玄関口にあたります。これらの 山地を水源とする多摩川水系・荒川水系 の多くの河川が流れています。本市の東 部の扇状地は市街地、工業団地として利 用されています。扇状地を包み込むよう に丘陵地が分布します。



本市の中央部を走る鉄道により都心へのアクセスが良く、東西方向を青梅街道や吉野街道が通り、 これに南北方向の幹線道路が交差していることから、利便性の高い交通環境が形成されています。 さらに、首都圏中央連絡自動車道(圏央道)の整備と青梅インターチェンジの開設などにより、沿 線都市間との連絡強化もなされています。

<沿革>

本市は、多摩川水系および荒川水系の豊かな水に恵まれ、旧石器時代から縄文時代に狩猟採集生活を中心とした集落が発達し、弥生時代には霞川流域で水田がひらかれました。奈良時代から鎌倉〜室町時代にかけて、豊富な林産資源を背景に、重要な用材供給地となりました。江戸時代には青梅の大半は幕府の直轄地となり、多摩川の水運や青梅街道の整備によって、江戸市中に近い産地という優位性を発揮し、石灰、木材、織物などの産業が発達しました。

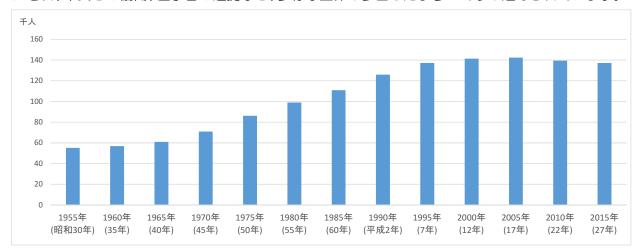
1951 年(昭和 26 年)に青梅町、調布村、霞村が合併して本市が誕生し、1955 年(昭和 30年)に隣接する吉野・三田・小曾木・成木の4か村を編入しました。

伝統的な基幹産業であった織物業や林業は構造不況によって衰退し、代わって、戦後の急速な復興と高度経済成長の流れを受け、東京郊外の住宅地や工場用地の受け皿として急速に都市化が進みました。都市化とともに、本市の東部には工業団地が造成され大規模な工場や高い技術力を持つ工場などの集積が進みました。

<人口の推移と地域コミュニティ>

本市の人口は 2015 年 (平成 27 年) 10 月時点で 137,381 人です。2005 年 (平成 17 年) 11 月に、最も多い 140,922 人となりましたが、平成 20 年代に入り減少に転じています。

本市では地域コミュニティが醸成されており、人情味あふれる温かい人と人とのつながりが大切にされ、市民との協働、産学官の連携など、多様な主体が参画したまちづくりが進められています。



青梅市の人口の変遷

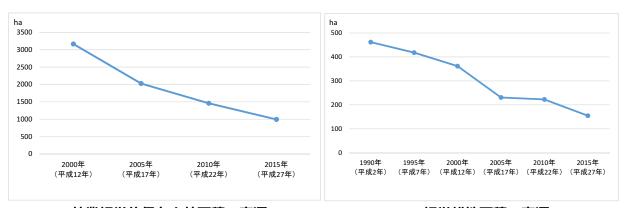
資料: 青梅市の統計(平成27年度版)

<自然を活用した観光業と農林業>

本市は、都心近郊にありながら多摩川の清流や緑豊かな森林などの恵まれた自然環境を有し、御岳山、御岳渓谷、梅の公園、岩蔵温泉等、数多くの観光地や、自然の恵みに支えられた文化財があります。また、このような環境の中で開催される青梅マラソンは、市民マラソンの草分けとして全国に知られています。

本市の面積の6割以上が森林であり、多摩川水系・荒川水系の水源を支えています。スギ・ヒノ キの人工林が大部分を占めており、林業が営まれています。また、市内にある水田、畑、果樹園な どの農地は食料生産の場であり、市民が自然を身近に感じる場としても重要です。

しかし、近年は高齢化や担い手の減少により、林業・耕地のいずれも減少傾向にあります。



林業経営体保有山林面積の変遷

資料:東京都農林業センサス

経営耕地面積の変遷

資料:東京都農林業センサス